

(別紙 2)

【市立図書館システム借上及びシステム保守業務】

優先交渉権者の選定方法

令和 4 年 7 月

沖縄市教育委員会 教育部 市立図書館

(別紙 2)

1. 優先交渉権者の選定方法及び得点配分について

1-1. 優先交渉権者の選定方法については、以下の2種類の評価分類を指標とする。

- (1) 機能評価・・・(1次審査・書面評価)
「図書館システム機能要件・評価一覧(別紙4)」に基づく対応可否の回答内容から評価。
「必須」等の各項目の対応可否について確認し、評価点を算出する。
- (2) 価格評価・・・(1次審査・書面評価)
「提案価格」を評価する。
- (3) 提案評価・・・(2次審査・書面及びプレゼンテーション評価)
「沖縄市立図書館システム概要仕様書」及び「提案書記載事項及び提案書評価項目(別紙3)」に基づき「企画提案書」並びに「プレゼンテーション」について、提案内容を評価する。

1-2. 評価の点数については合計1,000点満点とし、配点については以下の通りとする。

【表1 各評価の配点】

審査	評価内容	配点
1次審査	機能評価 (図書館システム機能要件・評価一覧)	450点
	価格評価	50点
2次審査	提案評価 (企画提案書及びプレゼンテーション)	500点
合計		1,000点

2. 評価分類の配点(機能評価・価格評価)

2-1. 機能評価の採点方法

「図書館システム機能要件・評価一覧(別紙4)」に記載した要件項目・要件区分により「必須項目」及び「推奨項目」の内容について集計する。

【表2 図書館システム機能要件一覧の回答基準と評価点】 ※重要度：S > A

評価点	回答	回答基準	配点
必須項目 (S) = 2点 推奨項目 (A) = 3点	○	パッケージ標準機能で対応可能 ※納品までのアップデートによる対応も含む。 ※予算内でオプション対応が可能な場合も含む。	評価点×1.0
	△	代替・同等機能で運用が可能 ※本市の求めに応じ、SE作業により対応できる場合を含む。 ※別の機能を用いる等により、要求を満たす事ができる場合を含む。 ※カスタマイズによる対応を含む。但し、カスタマイズの場合は今後のサポートやアップデートの提供等に影響が出ないこと。	評価点×0.8
	×	対応不可 ※機能が無い、または予算以上の追加費用が必要な場合やカスタマイズによりサポートやアップデートが受けられない場合など。○と△以外。	評価点×0.0

(別紙 2)

【算出方法 機能評価 450 点】

$$\text{「機能評価点」} = (\text{評価点の合計} \div \text{機能評価の満点}) \times 450 \text{ 点}$$

2-2. 価格評価

「提案価格」を評価する。

【算出方法 価格評価 50 点】

$$\text{「価格評価点」} = \text{参加事業者全体の最低提案価格} \div \text{当該提案価格} \times 50 \text{ 点}$$

※小数点以下第 2 位を四捨五入

2-3. 提案評価の採点方法

企画提案書及びプレゼンテーション内容について、「沖縄市立図書館システム概要仕様書」や「提案書記載事項及び提案書評価項目（別紙 3）」に記載した評価のポイントを踏まえ評価する。

【表 3 企画提案書及びプレゼンテーションの評価点と判断基準】

評価点	判断基準
0 点	記載・プレゼンテーションなし
1 点	指定した項目は網羅されておらず、内容が乏しい。
2 点	指定した項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3 点	項目は網羅されており、平均的な内容である。
4 点	項目は網羅されており、工夫がされた内容である。
5 点	項目は網羅され、創意工夫が凝らされた効果的な内容である。

【算出方法 提案評価 500 点】

$$\text{「提案評価点」} = (\text{評価点の合計点} \div \text{提案評価の満点}) \times 500 \text{ 点}$$

※小数点以下第 2 位を四捨五入

3. 優先交渉権者の選定方法

上記の方法により採点し、1 次審査及び 2 次審査の各評価委員の平均点を単純合計した点数が最も高い者を優先交渉権者として決定する。

なお、最高得点者が 2 者以上あった場合は、提案評価（2 次審査）が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、「提案書記載項目及び提案書評価項目（別紙 3）」の「運用保守業務」項目と「追加提案」項目の評価の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。

上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

ただし、合計点数の得点率が 60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、交渉権者としては選定しないことができるものとする。